

## 令和6年度白山市起業家支援補助金【申請要領】

- 対象者 白山市内で事業開始して1年未満の会社又は個人（p2参照）
- 対象エリア 市内全域（大規模小売店舗内の物件を除く）（p3参照）
- 業種 対象外業種（風俗営業など）を除く業種（p3参照）
- 対象経費 事務所や店舗等の開業に必要な費用（p4, 5参照）
  - ・工事費（建築、改修）
  - ・購入費（事務所・店舗、機械設備・備品、移動店舗）
  - ・賃借料（事務所・店舗、土地、機械設備・備品、移動店舗）
- 補助率・補助金額 基本額 対象経費の2分の1（上限30万円）（p5参照）
  - 加算額・若年者（40歳未満）最大 20万円
  - ・白山ろく地域 最大120万円
 ※加算額は併用できません。

最大150万円

- 申請の流れ（農林漁業以外の業種で起業する方）

1. 開業する地域の商工会議所・商工会（p8参照）へ本補助金申請の相談
2. 店舗や事務所の建築・改修、備品の購入など開業の準備  
※備品については、補助対象となるか事前にご相談ください。
3. 事前に相談した商工会議所・商工会と本補助金の申請書等作成
4. 申請書類と添付書類を市役所商工課へ提出
5. 審査のうえ、市から交付決定及び補助金の振り込み
6. 交付決定後、最初の確定申告書（青色申告決算書等含む）の写しを提出

※農林漁業で起業する方は、直接市役所へ申請となりますが、開業の準備を始める前に商工課までご相談ください。

- 提出先・問い合わせ先

白山市役所 産業部商工課

電話番号 076-274-9542

FAX 076-274-4177

Eメール [syoukou@city.hakusan.lg.jp](mailto:syoukou@city.hakusan.lg.jp)

開庁時間：8：30～17：15 ※土、日、祝日除く。

# 白山市起業家支援補助金について

## 1. 目的

白山市内において新たに事業所を建築又は活用して事業を開始する起業家に補助金を交付することで、起業しやすい環境を整え、持続可能な地域経済の発展を推進します。

## 2. 補助対象者

(1)対象者 次をすべて満たす起業<sup>※1</sup>家

- ① 本市に主たる事業所がある中小企業者<sup>※2</sup>で、会社又は本市に住所を有する個人  
 ※個人が白山ろく地域で事務所、店舗（移動店舗を除く）を開業する場合は、市外在住者も対象とします。  
 ただし申請する本人が、週4日以上白山ろく地域で営業することが条件です。
- ② 申請時において、事業開始<sup>※3</sup>してから1年未満であること

※1 本補助金において「起業」とは、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること又は新たに会社（株式・合名・合資・合同会社）を設立し事業を開始することをいいます。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者のことをいいます。

参考：中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※3 事業開始は以下により判断します。

- ・会社 履歴事項全部証明書の会社成立の年月日 又は 初めて売上の出た日
- ・個人 税務署へ提出する開業届の開業日 又は 初めて売上の出た日

【次の場合は、この補助金の起業に該当しません】

- ・既存の法人の代表者による起業
- ・中小企業基本法に規定する会社に該当しないもの（社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人等）の起業
- ・個人による事業の法人化、法人変更等
- ・事業承継
- ・子会社

(2)補助の条件 次の①～⑥のすべての条件を満たすこと

- ① 農林漁業以外の業種の場合、市内商工会議所及び商工会の伴走型支援を受け、申請書類を作成すること。
- ② 許認可等が必要な場合は、それらを取得している又は取得することが確実であること
- ③ 白山市税又は住所地の市町村税を完納していること。
- ④ 会社の代表者又は個人として、過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 補助対象が重複する補助金、助成金等や、開業のための費用として白山市の次の補助金を受けていないこと。
  - ・白山市賑わい創出事業（新規出店事業）
  - ・白山市空き家改修補助金
- ⑥ 交付対象者とその従業員が、白山市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びに暴力団関係者でないもの。

### 3. 対象エリア

市内全域（大規模小売店舗内の物件は除きます）

### 4. 業種

次の表に掲げる業種以外が補助対象です。

- 1、2は、平成25年10月改定「日本標準産業分類」による業種
- 1 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
  - 2 次のサービス業等
    - ア 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類7291）
    - イ 易断所、観相業（細分類7999）
    - ウ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803）
    - エ 芸妓業、芸妓幹旋業（細分類8094）
    - オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096）
    - カ 集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299）
    - キ 政治・経済・文化団体（中分類93）
    - ク 宗教（中分類94）
  - 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
  - 4 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める業種

※スナック、麻雀、パチンコ及びゲームセンターは対象外です。

※風俗営業に該当しない居酒屋、バー、ライブハウス及びダーツバーは対象です。

【対象業種の場合であっても、次のような場合は対象外です】

- ・チェーン店、フランチャイズ契約、その他これらに類する委託販売や加盟店制度などに基づく事業
- ・無人店舗
- ・仮設や臨時店舗

### 5. 営業時間

週4日、かつ週20時間以上の営業が、本補助金の対象です。

ただし深夜0時から早朝6時の間に営業する場合は、補助対象外です。

## 6. 補助対象経費

事務所や店舗、移動店舗の開業に必要な費用（消費税及び地方消費税を除く）

### (1)事務所、店舗の場合

外観から事務所・店舗だとわかり、顧客が出入りできる構造を備えているものを対象とします。

例：看板・ペイントなどによる店舗名の表示・専用の出入口がある店舗・事務所

上記以外の場合は、現地確認等で市が認めた場合のみ対象とします。

補助対象とならない場合もありますので、予めご了承ください。

①工事費（建築、改修）

②購入費（事務所・店舗、機械設備・備品）

申請日から遡って1年以内の  
支払いが対象

③賃借料（事務所・店舗、土地、機械設備・備品）

申請月から遡って12か月分が対象

- ・②③の機械設備・備品<sup>※1</sup>については、事務所・店舗の開業に直接必要なもので、耐用年数が2年以上<sup>※2</sup>かつ取得価額が単品10万円以上（税抜）のものを対象（容易に移動でき、事業の目的以外に利用可能なものは除く）とします。

※1 機械設備・備品とは地方税法上の償却資産のうち、船舶、航空機、車両・運搬具を除いたものとします。

e-gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000226>

※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数とします。

e-gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

### (2)移動店舗の場合

移動店舗とは、車両においてサービス等を提供する店舗のこととし、外観から店舗とわかるように車両にデザインが施されており、使用の本拠の位置が市内であれば対象とします。

①工事費（改修）

②購入費（機械設備・備品、移動店舗）

申請日から遡って1年以内の支  
払いが対象

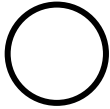

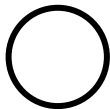

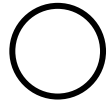

③賃借料（土地、機械設備・備品、移動店舗）

申請月から遡って12か月分が対象

- ・②③で対象となるものは、移動店舗の開業に直接必要なもので、耐用年数が2年以上かつ取得価額が単品10万円以上（税抜）のものを対象（容易に移動でき、事業の目的以外に利用可能なものは除く）とします。

**次のページの補助対象経費・対象外経費の例の表もご確認ください。**

## 例 補助対象経費・対象外経費

区分		経費内容
工事費 (建築、改修)	対象経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増改築を含む店舗・事務所工事費</li> <li>・外装、内装工事</li> <li>・看板設置工事</li> <li>・設備工事（空調、給排水設備工事等）</li> <li>・駐車場舗装工事</li> </ul>
	対象外経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体費</li> <li>・廃棄物処理費</li> <li>・住居と兼ねる場合の住居部分及び共用部分</li> <li>・申請などの手数料</li> </ul>
購入費 (事務所・店舗 機械設備・備品 移動店舗)	対象経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所・店舗、移動店舗の購入費、またその開業に直接必要な機械設備・備品*の購入費</li> </ul> <p>※耐用年数2年以上かつ取得価額が単品で10万円（税抜）以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品</li> </ul> <p>ただし、親類や知人、ネットオークション、フリーマーケットアプリ等による個人間取引によるものは対象外</p>
	対象外経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動店舗以外の車両</li> <li>・容易に持ち運びができ、事業の目的以外に使えるもの 例 パソコン、タブレット、カメラなど</li> <li>・ソフトウェアなどの無形のもの</li> <li>・消耗品</li> </ul>
賃借料 (事務所・店舗 土地 機械設備・備品 移動店舗)	対象経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関わる事務所・店舗、駐車場の賃借料</li> <li>・事業に直接必要な機械設備・備品の賃借料 (耐用年数2年以上かつ取得価額が単品で10万円（税抜）以上のもの)</li> </ul>
	対象外経費 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入費で対象外経費となるものの賃借料</li> <li>・共益費、火災保険料、地震保険料</li> <li>・敷金、礼金、保証金、仲介手数料などの一時金</li> <li>・貸主が2親等以内の血族か姻族又は同居親族の賃借料</li> <li>・第三者に貸すための事務所・店舗・駐車場等の賃借料</li> </ul>

**※上の表のどの区分においても、手形・小切手・金券・商品券・ポイントなどにより支払った金額については、補助対象外とします。**

## 7. 補助金額

- ・補助率 補助対象経費の1/2
- ・補助基本額 30万円
- ・加算額 (1)会社の代表者及び個人事業主が申請時に40歳未満の場合 20万円  
(2)白山ろく地域で開業する場合 120万円  
(移動店舗のみの営業は除きます)

※(1)(2)の加算は併用できません。

## 8. 申請に必要な書類

- (1) 白山市起業家支援補助金【申請書類チェックリスト】  
申請書類・添付書類がそろっていることを確認し、チェックリストも提出してください。
- (2) 白山市起業家支援補助金【要件チェックリスト】
- (3) 白山市起業家支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (4) 申請者及び事業実施報告書
- (5) 補助対象経費
- (6) 白山市起業家支援補助金請求書（様式第4号）  
・会社の代表者印又は個人の認印が必要です。ご注意ください。  
・日付と額は空欄のまま提出してください。
- (7) 事務所、店舗等の位置図（住宅地図等）及び平面図の写し  
・住宅地図等で事務所、店舗等の場所を示してください。  
・移動店舗の場合は使用の本拠の位置を住宅地図等で示してください。  
・工事費がある場合は、工事後の平面図の写しも提出してください。
- (8) 事務所、店舗等の内観、外観写真等  
・看板・店舗等の専用出入口、住宅を兼ねる場合は住宅用玄関の写真を添付してください。  
・工事費がある場合は、工事前後の写真を添付してください。  
・移動店舗の場合は、車両のデザインがわかる外観と車両の内装がわかる写真を添付してください。
- (9) 補助対象経費の領収証、写真等  
・補助対象経費に機械設備・備品がある場合は、その写真を添付してください。  
・補助対象経費に中古品がある場合は、製造年のわかるものの写しを提出してください。  
・支払日、品名、金額、支払先を明記した領収証の写しを提出してください。明記されていない場合は、納品書又は請求書等の写しなど、わかるものを追加で提出してください。  
・クレジットカード払いの場合は、カード利用明細と引き落とし口座通帳の写しが追加が必要です。  
・銀行振込の場合で、領収証が発行されない場合は銀行振込明細書の写しが必要です。  
・提出いただいた領収証等で取引内容が不明な場合は、取引内容がわかる資料（見積書等）を追加で提出いただく場合があります。
- (10) 事業開始を確認する書類  
・次の①②のどちらか又は③の書類を提出してください。  
①個人の場合 税務署に提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し  
②会社の場合 履歴事項全部証明書の写し  
③初めて売上が出た日がわかるもの
- (11)（許可が必要な業種の方）事業に係る営業許可証等の写し
- (12)（補助対象経費に賃借料がある方）賃貸借契約書の写し  
・機械設備や備品（耐用年数2年以上かつ取得価額が単品で10万円（税抜）以上のもの）の賃借料がある方は、その取得価額がわかるものも追加で提出してください。
- (13)（移動店舗の方）車検証又は自動車検査証記録事項の写し  
・使用の本拠の位置が確認できるものを提出してください。

## (14) 市税に滞納がない旨の証明願等

## ① (会社及び白山市民の方) 市税に滞納がない旨の証明願

- ・ 白山市役所 2 階納税課、支所及び市民サービスセンターで交付しています。商工課指定の証明願の様式と税務証明交付申請書を作成し、本人確認書類を添えて提出してください。手数料が必要となります。なお、金融機関、コンビニ等で納付した税金は、市で納付を確認するのに一週間程度必要となりますのでご注意ください。

※法人と個人事業主で様式が異なります。ご注意ください。

## ② (市外在住の方) 住所地の市町村税に滞納がない旨の証明又は納税証明書

- ・ 住民票のある市町村の市役所等で、滞納がない旨の証明書又は納税証明書を交付してもらってください。

## (15) (個人で白山市民の方) 住民票の写し

- ・ 白山市役所 1 階市民課、支所及び市民サービスセンターで交付しています。本人確認書類と手数料が必要です。マイナンバーカードを使ってコンビニで交付することもできます。

## (16) 振り込みを希望する口座通帳等の写し

- ・ 振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が確認できる部分の写しを提出してください。

①普通預金の場合：通帳の見開き部分の写し

②当座預金の場合：入金帳、小切手帳等の写し

③インターネットバンキングの場合：受取口座の内容を表示した画面等の写し

## 9. その他

- (1) 申請書類を受理後、その申請内容を審査のうえ、適正と認められるときは申請者に交付決定の通知をした後に補助金を交付します。(通知に振込日を記載します。)ただし、不交付の場合は、不交付決定の通知をします。
- (2) 申請の審査の際、不明な点や書類不備等が発生した場合は、記載された連絡先へ連絡することがありますので、ご対応をお願いします。
- (3) 申請の審査の際や、交付の決定後に、補助要件に該当していることや営業実態の確認のため、市が事業所に立ち入って実地検査を行うことがあります。
- (4) 交付決定後、最初の確定申告書(青色申告決算書等含む)の写しを商工課までご提出ください。その後も額の確定後3年間、必要に応じて、伴走型支援を受けている市内商工会議所・商工会を經由して決算書等の写しを提出していただくことがあります。
- (5) 交付の決定後、補助要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、給付金の返還を求める場合があります。
- (6) 補助金の交付は、個人につき1回限りです。一度個人として本補助金の交付を受けた方が、会社の代表者として本補助金の交付を受けることはできません。

## 10. 開業する地域の商工会議所・商工会について

- ・農林漁業以外の業種で起業する方は、次の表のとおり、開業する地域の商工会議所・商工会へ、申請の相談をしてください。

開業する地域	商工会議所・商工会名	所在地	電話番号
松任地域	白山商工会議所	白山市西新町 159-2	076-276-3811
美川地域	美川商工会	白山市美川中町ソ 58	076-278-3328
鶴来地域	鶴来商工会	白山市鶴来下東町カ 26	076-273-2211
白山ろく地域	白山商工会	白山市上野町ヤ 74	076-254-2828

※開業する住所がどの地域かご不明な場合は、商工課までお問い合わせください。

- ・農林漁業で起業する方は、直接市役所へ申請となりますが、開業の準備を始める前に商工課までご相談ください。

### ●申請・問い合わせ先

白山市役所 産業部商工課

電話番号 076-274-9542

FAX 076-274-4177

Eメール [syoukou@city.hakusan.lg.jp](mailto:syoukou@city.hakusan.lg.jp)

開庁時間：8：30～17：15 ※土、日、祝日除く。